

ROSSI 四季報

RiTS

2002年12月

第 19 号

Research Organization of Social Sciences (立命館大学BKC社系研究機構)

CONTENTS

巻頭言 日本経済、「過去の過ち」からの決別	古川 彰1	中国付加価値税の国際的側面	内山 昭7
プロパテント政策下での特許プール、マルチプルライセンシングの功罪	大川 隆夫2	連結財務分析プロジェクト・アンケート中間報告	松村 勝弘8
EUの東方拡大と中東欧諸国の貿易・投資政策	稲葉 和夫3	国際シンポジウム「確率過程論と数理ファイナンスへの応用2003」の準備状況	赤堀 次郎9
研究者とマネジメント - 東レ滋賀事業場見学報告 -	長谷川朋美4	伝統的商業集積のマーケティング論的視点からの解明	齋藤 雅通10
事業型NPOの挑戦 - NPO法人アートテックまちなみ協議会の活動 -	谷口 知弘5	アウトソーシングの留意点	徳田 昭雄11
日中共同研究の発展	松野 周治6	金融機関数の変化	平田 純一12

66666666 巻頭言

立命館大学BKC社系研究機構
機構長 古川 彰



日本経済、「過去の過ち」からの決別

小泉内閣の経済財政諮問会議は10月末に「改革加速のための総合対応策」をまとめた。不良債権処理と金融・産業の再生、税制改革や規制改革、セーフティネットの拡充といった構造改革のパッケージであって、マクロ政策は対象外だった。しかし世の中ではこれを「総合デフレ対策」と呼び、それゆえにデフレ対策として不十分であると批判した。そして税込減で「国債発行30兆円以下」という内閣の「公約」が不可能とわかったとたんに、裁量的財政拡大策への大合唱である。

財政政策も金融政策もそうだが、裁量的マクロ政策は、それによって家計や企業に、経済が上向いたとか、インフレになりそうとか、「錯覚」を起こさせることで、消費者のサイフのヒモを緩めさせ、事業機会を求めて企業に投資意欲を起こさせ、あるいは投資家に実物資産を購入する気にさせる政策である。現状では、財政が悪くて拡大策が持続できないこと、金融政策も波及のパイプが詰まっていることが、だれの目にも明らかだ。人々の間に錯覚が容易に起きないのである。将来への不透明感で、収益機会、ビジネス機会があっても思い切って投資しようとする企業も少ない。要するに裁量政策の効力が地に落ちているのだ。インフレ・ターゲット論がひところ盛んだったが、日銀がいくらそんな宣言をしても、実現の手段は通常金融拡大策、それが効かないとわかっているのに人々がインフレ期待を形成するはずがない。日銀に責任を押し付けるだけの主張、最近では下火になった。オペラの「愛の妙薬」のように、あらゆる病氣から「もてない病」にまで効く万能薬を求める風潮が弱まったのはよいことだ。

「デフレ」とは持続的な物価下落の状態である。マクロ経済学の教科書によれば、年1~2%といったマイルドなデフレが経済に悪影響を及ぼす経路は二つ。一つは過去の投資で負った債務の実質負担増で、いわば「過去の過ち」である。二つは、今後の投資のための資金調達に対する実質金利上昇による投資抑制効果、「今後の重荷」である。「過去の過ち」の悪影響は、どんなデフレであっても、物価や資産価格が下がりつづける限り避けることができない。その典型が金融機関の不良債権問題であり、処理しても残高は拡大している。

しかし「今後の重荷」は、物価下落のもとでも、資本コストを上回る収益を期待できるビジネス機会と企業の意欲があれば、投資は出てくるはずである。またそうした機会はいくらでも存在する。片方にはBKCキャンパス内にも豊富に見られる情報、ロボット、ナノテク、環境などの新技術。片やこれまでろくに民間企業が入れなかった医療・教育・福祉などの「官製市場」。これらを新たなビジネス機会、投資機会につなげ、そのための資金調達チャネルを復活させることが「構造改革」である。

構造改革は競争の活発化、生産性の上昇によって、短期的には一段の物価下落を伴うことがあるだろうが、日本経済が活力を取り戻すには避けておれない。「過去の過ち」の部分への悪影響を恐れては、日本経済はいつまでたっても持続的な成長軌道に戻れない。金融機関の不良債権処理や重債務で不採算の企業部門の整理という「過去の過ち」の清算とともに、「今後の重荷」を克服するための構造改革しか、選択の余地はないのである。

(経済学部教授)

Project
No.

1

共有地・反共有地の悲劇と知的財産権

研究代表者 経済学部助教授 大川 隆夫



執筆者

経済学部 助教授

大川 隆夫

Theme

プロパテント政策下での特許プール、
マルチプルライセンスの功罪

Profile

専門分野/産業組織論

研究テーマ/不完全競争市場における公共政策についての分析
主な所属学会/日本経済学会、国際経済学会、日本統計学会

近年のプロパテント政策の「柱」として、発明者の権利の保護強化が挙げられる。アメリカでは、特許侵害訴訟を専門に扱う「連邦巡回区控訴裁判所」が設置され、「均等論」という考え方に立ち、特許クレームの文言に書かれた以上の保護範囲を規定することが常態となった。

このような状態は一つの技術(特許)だけで生産可能な財を生産しているのであれば、保護範囲が狭い場合に比して、研究開発活動をより促進させる効果があるといえる。しかしながら、財によっては、複数の補完的な特許を使用してはじめて生産が可能であることもある。このような財の場合、特許の保護範囲の確立が進めば進むほど、財の生産に関して、複数の特許保有者にロイヤルティを支払わねばならない。各特許の保有者は、個々独立にロイヤルティの水準を決めるので、正にある財に対して複数の所有権が確立し、ロイヤルティの合計水準が社会的にみて過大になってしまうような事態に陥る。これを「反共有地の悲劇」という。

「反共有地の悲劇」を防ぐのに有効な手段として提示されたのが、「特許プール」や「マルチプルライセンス」である。各特許所有者が手前勝手にロイヤルティの水準を決めてしまう点が、「反共有地の悲劇」の問題点の本質なのであるから、所有者の数を恰も一人にしてしまうような政策をとることによって、過大なロイヤルティを回避しようというわけである。

確かに、ある財の供給に必要な特許を全て、それらの特許を生み出した企業群によって設立された組合や協会の所属にしてしまい、その組合や協会に所属する企業は、安価なロイヤルティで全ての特許を利用できるようにする「特許プール」や、複数の企業内で、お互いに開発した特許を融通しあう「マルチプルライセンス」の導入は、経済厚生観点からみても有効であると思われる。

しかしながら、「特許プール」や「マルチプルライセンス」は、プロパテント政策の進展によって、新たな問題を引き起こすと考えられる。これを以下の想定の下でみていこう。

「特許プール」や「マルチプルライセンス」によって、特許を開発した二つの既存企業AとBでは、安価なロイヤルティ、あるいは無償で全ての技術を利用することができているとする。では、この業界に新規参入者Cが現れたとする。新規参入者がこの財を生産する技術を全て開発していない場合、既存企業AとBに、全ての技術を使用可能にするために、ロイヤルティを支払わねばならない。ここで、「特許プール」などを隠れ蓑にAとBとが結託すると、非常に高いロイヤルティ水準を定め、企業Cの新規参入を防ぐことができる。つまり、「特許プール」や「マルチプルライセンス」が参入障壁として機能してしまう。

逆に、企業Cは、全ての技術を自前で開発しているとしよう。この場合、特許の保護範囲が狭ければ、企業AやBが開発した特許に抵触することなく、企業Cは参入して財の生産を行える。ところが、プロパテント政策によって保護範囲が広がり、企業Cが開発した少なくとも一つの技術が、既存企業の特許に抵触すれば、参入できない。つまり、プロパテント政策そのものが参入障壁となってしまう。

よって、補完的な技術における複数の特許が財の生産に必要な産業においては、プロパテント政策そのものが、あるいはプロパテント政策からの副産物である「特許プール」や「マルチプルライセンス」が参入障壁となってしまう。このことは経済厚生観点から見て望ましくないといっていよう。

かくして、プロパテント政策は、一律に全ての産業に適用するのではなく、産業の技術特性を見極めた上で慎重に実施せねばならないといえる。

Project
No.

2

国際貿易政策研究プロジェクト

研究代表者 経済学部教授 谷垣 和則



執筆者
経済学部 教授
稲葉 和夫

1989年の政変以降、旧東欧諸国（中東欧諸国）は、周知のごとく経済自由化の波にさらされ、90年代前半経済活動の大幅な低下を余儀なくされた。経済活動水準が回復し始めた90年代半ばより、ハンガリー、チェコ、ポーランドなどの諸国では、EU諸国、米国からの直接投資が大幅に拡大する。EU諸国、米国の動きに5年ほど遅れて、日本企業の対中東欧投資は活発になり、2002年5月時点までに設立された日系海外子会社はハンガリー95社、チェコ93社、ポーランド53社を数える（ジェトロ調べ）。

貿易取引は、80年代後半までは旧ソ連邦、旧社会主義国間が大半を占めていたが、現在はEU間が実に7割を占めるに至り、貿易構造、及び域内分業体制は過去10年間大きく変化した。このような貿易構造の大きな変化は、貿易自由化措置に加え、外資導入のための措置が大きく作用している。外国企業誘致のためのタックスフリーゾーンの設定、国有企業の民営化、道路などの公共基盤整備は、海外企業による新規工場の設立、既存工場の買収など直接投資を容易にした。例えば、チェコの自動車メーカーシコダへのドイツフォルクスワーゲンの参入は、現地生産の拡大を通じて、完成品のEU諸国への輸出、部品のEUからの輸入を新たに創り出した。このような、EU諸国企業の中東欧諸国への進出は、中東欧諸国とEU諸国の貿易を拡大する大きな要因となったといえる。

過去自由化の波を経験した中東欧諸国の多くは、EU加盟を目指しており、幾つかの国々においては、2004年がその射程となっている。EUに加盟する前提の一つ

Theme

EUの東方拡大と中東欧諸国の
貿易・投資政策

Profile

専門分野/経済統計学

研究テーマ/日本企業の旧東欧諸国での事業活動に関する実証研究

主な所属学会/日本経済学会、日本統計学会、経済統計学会

として投資優遇措置の見直しがある。外資導入のために設けたハンガリー、チェコ、ポーランド諸国におけるタックスフリーゾーンの撤廃ないしは制限の動きは、外資系企業の行動様式に非常に大きな影響を及ぼす可能性がある。

筆者は、今年の3月初旬、及び9月上旬に上記3カ国の日系自動車関連企業9社を訪問する機会を得た。訪問した企業の多くは、良質で安価な労働力に加えてタックスフリーゾーンによる優遇策を投資の大きなインセンティブとしている。また、中東欧諸国の輸入関税措置がEUと同じ基準になると、生産に必要な基本的資材を日本からの輸入に依存している日系製造業メーカーは、現地調達、ないしはEU諸国からの原材料購入の必要性に迫られる。中東欧諸国のEU加盟に伴う貿易投資政策の変更を契機に、日本との貿易取引構造は大きく変化するかもしれない。更に、これら貿易投資政策の変更は、日系海外子会社の意志決定方式の変更を余儀なくするであろう。日系企業の中には、欧州統括会社の意志決定のもとに中東欧諸国での操業を進めている。また、欧州に統括会社を持たない場合でも、日本本社の幾つかの事業部との協議の上事業活動の決定を行っている。EU拡大は、進出地域の実情に応じた対応を日系企業自身が行うことをますます必要としている。その一つは、本社企業に依存しない独自の研究開発である。

EU拡大の動きは、単なる日系企業の進出増加にとどまらず、これまでの日本企業の行動様式が問われているようにも思われる。

Project
No.

3

テクノロジー・マネジメント研究

研究代表者 経営学部教授 兵藤 友博



執筆者

経営学研究科 博士課程前期課程1回生

長谷川 朋美

Theme

研究者とマネジメント
東レ滋賀事業場見学報告

Profile

専門分野/国際税制

研究テーマ/金融取引の複雑化に伴う現行タックスハイブ
ン税制の問題点

これまで、東レという企業は、BKCキャンパスにとって「近くて遠い企業」であった。なぜなら、工場内での機密事項が多いせいなのか、今まで訪問依頼に対する許可が、容易に下りなかったためである。今回の訪問は、本学の中村雅秀教授の旧友である、同社取締役の林健二氏の働きかけにより実現した。

今回見学させて頂いたのは、JR石山駅より徒歩5分のところにある、東レ滋賀事業場内のショールーム及び、敷地西側の研究地区に所在する(株)東レリサーチセンターである。

ショールームには、繊維を中心とした主力製品が展示されており、実際に手に取って、その風合いや強度を実感できる仕組みとなっていた。中でもデュポン社と共同開発したアラミド繊維「ケブラー」は、高強度、かつ、軽量という利点を生かし、自動車シャフト等、これまで鋼鉄を主原料としていた部品にも応用でき、その重量を約半分にまで削減できるという。しかし、コスト高となるため、軽さというメリットだけではメーカーはなびかないのが現状のようである。今後は、コスト低減を促し、鉄と勝負できる体制を作り上げることが課題といえよう。また、滋賀県を発祥の地とする企業として、琵琶湖の美化運動も活発で、地球環境改善製品の開発にも力を注いでいる。極細繊維を特殊加工した浄化用繊維「トレローム」は、河川水等を原水として、5ミクロン以上の微粒子を除去する能力をもつため、琵琶湖のアオコを除去でき、水質の富栄養化も防止できるという。

1970年代以降、日本の繊維産業が衰退する中で、東レは積極的に事業の多角化とグローバル化を推進し、現在では連結売上高1兆円を超える企業へと成長

した。今後は情報通信事業等、収益性の高い事業領域の拡大を中心として、更なる成長を目指している。

次に訪れた(株)東レリサーチセンターは、1978年に東レの研究開発部門から独立して発足した研究機関である。東レグループのみならず他社からの依頼も請負って、基礎から応用に至る科学技術上の諸問題を、高度な蓄積技術を駆使して分析を行い、依頼主の製品・品質設計に関して、厳密な実験データに基づく解決策を提供している。

研究施設内には、有害物質を用いた研究であっても、人体に影響を及ぼしにくいよう様々な工夫が施されていた。研究者にとって最良のインセンティブは、金銭ではなく職場環境の充実であり、この課題に最優先で取り組む会社の姿勢が、研究者の方々にとって理想的な空間をもたらしている。研究活動は、究極的には人の知的活動が源泉であり、独創性を思う存分発揮できる環境づくりを行うことが、研究開発におけるマネジメントの鍵である。また、研究活動をビジネス化するためには、研究能力はもとより、営業能力も必要とされる。同社に所属する社員の大半は理系出身者であり、営業部門も理系社員で構成されているが、その活動による成果は、売上高の50%に達しているという。このような企業で求められるリーダーは、研究者として分析のプロフェッショナルであると同時に、企業全体を見渡して決断を下せるビジネス・リーダーとしての顔を持つ必要があるだろう。

今回の訪問は、研究者に対するマネジメントの難しさを実感する良い機会となった。このような機会を与えて下さった東レの方々に、心より感謝申し上げます。

Project
No.

4

非営利サービス・マネジメント

研究代表者 経営学部教授 齋藤 雅通



執筆者
経営学部 助教授
谷口 知弘

特定非営利活動促進法が施行されてこの12月で4年が経過する。市民セクターの役割が重要になると言われ続ける中、NPO法人（特定非営利活動法人）はどのような役割を担っているのか。ここでは、設立当初より運営に参加するNPO法人アートテックまちなみ協議会の活動を通して、事業型NPOについて考える。

1. NPO法人設立に至る経緯

アートテックまちなみ協議会は、1997年9月に、町並み整備にベンチャー企業の有する新しい技術を活用し、机上で論じられがちな景観問題に対し技術的裏づけをともなった、より具体的な提案を展開することを目指し、京都の中堅建設会社を中心に、ベンチャー企業が3社、建築家やデザイナー、学識経験者が参加し任意団体として立ち上がった。当初は法人格の取得など全く念頭になく、町並み整備において公益に貢献することを目指してはいたが、建設会社やベンチャー企業が厳しい経済状況下で生き残りを模索する一つの切り口として、異業種が協力し技術とデザインを融合することで行政にアピールすることが大きな目的であった。

1998年12月、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行を横目で眺めながら、翌1999年夏ごろより、NPO法人取得に向けて動き出し、2000年2月に京都府より認証を受け、NPO法人としての活動に移行した。

2. 事業型NPOを目指しての再出発

設立の経緯から見て取れるように、任意団体として活動を始めた当初から営利活動の色合いが濃く、ボランティアを基調とする市民主体の市民活動団体とはことなり、企業主導の事業体であったことがわかる。NPO法人取得を目指した動機の主たるものは、契約主体となれることで公益法人として行政から受託事業を受けられる道が開かれることや、社会的信用を得ることで行政や企業、市民活動団体と優位な立場で折衝にあたることで

Theme

事業型NPOの挑戦

- NPO法人アートテックまちなみ協議会の活動

Profile

専門分野 / コミュニティ・デザイン、環境デザイン、プロダクトデザイン
研究テーマ / ユーザを中心とした協働のデザインプロセス、デザイン方法論

主な所属学会 / 意匠学会(委員)、日本デザイン学会、日本建築学会

あった。

NPO法人取得に向けての作業を進める過程で、NPO法人としての活動のあり方や使命について再考し、環境問題や景観問題を解決するための公益に供する活動を積極的に展開することで、参加企業や個人として参加する専門家にとって「魅力がある」「利益がある」活動を目指すことが確認され、事業型NPOとして再出発した。

3. 市民・行政・企業のニーズに応える活動へ

法人設立以後の主な活動に、「花見小路景観整備事業への町並みデザイン支援」、「KBS京都ラジオ開局50周年記念事業、ふらっと夢小路-ものところのバリアフリーキャンペーン-、地下鉄エレベーター誘導サインの設計施工」、があげられる。これらの活動を通じて、市民のニーズに加え、行政や企業のニーズに応え、市民と行政や企業との橋渡しをする中立的・中間的な組織としての役割に大きな可能性を感じている。この役割を担うためには、ニーズにマッチした技術やデザインを提供し、構想をつくり具現化できる専門化集団としての能力が求められる。事業型で運営する場合、営利企業や他のNPO法人と競合する場面が多分に想定され、提供する技術やサービスの質の高さがより重要度を増すと考えられる。

事業型とはいえ、専従職員を雇う余裕もなく、参加者のボランティア精神に頼りつつ、実績を積み重ね、信用を得るための活動を継続することに四苦八苦しているのが現状であり、このようなNPO法人は多数見受けられる。NPO法人数は増加の一途をたどっているが、市民セクターの先導役を担えるかは、税制などの法整備に加え、今活動を続けるNPO法人の誠実な努力にかかっているととも言える。市民の信用を得るに足る質の高いサービスの提供がその鍵になると推察する。

Project
No.

5

日中中小企業協力研究プロジェクト

研究代表者 経営学部教授 仲田 正機



執筆者

経済学部 教授

松野 周治

11月中旬、中国瀋陽から招聘した2名の海外共同研究者も加わり、以下のプロジェクト研究活動が集中的に展開された。

- ・「第2回日中中小企業協力シンポジウム 遼寧省の経済と政策をふまえて」(11月9日、立命館大学末川記念会館)

報告：「中国国有企業改革の現状と課題 遼寧省大中型国有工業企業の財産権改革」

(李向平・遼寧社会科学院副院長)

「中日中小企業協力における地方政府の役割」

(呂超・遼寧社会科学院边境史研究所長)

「金属・機械分野の中小企業の技術水準

(その2)」(田中武司・理工学部教授)

- ・プロジェクト研究会「日本と中国における広域経済圏の形成について」(11月11日)

報告者：李向平、杉野囿明(経済学部特任教授)、長島修(経営学部教授)

- ・中沼アートスクリーン宇治工場見学(11月11日)

- ・大阪機工(株)技術本部第一設計部見学(11月12日)

これらの活動を通じて、遼寧省経済の現状と政策課題、中国中小企業の技術水準評価、日中中小企業協力の進め方、日本中小企業の経営と技術水準などについて、分析が深まった。

シンポジウム李向平報告は、従来と比べて地位を低下させているものの、依然として遼寧省経済の基幹分野として位置づけられている国有大中型工業企業について、財産権改革(企業資産所有権の整理など)の現状を具体的な数値に基づいて明らかにするとともに、今後の課題として、財産権改革の徹底と企業の経営権強化の必要性を論じた。呂超報告は、日本の諸地方自治体における諸事例などにもとづき、ODAを活用した中小企業協力(日本からの一方的援助ではなく、日中双方が利益を生むこ

Theme

日中共同研究の発展

Profile

専門分野/日本東アジア経済関係史

研究テーマ/近現代日本と東北アジア経済圏

主な所属学会/土地制度史学会、環日本海学会、日本史研究会、アジア政経学会

とが可能なような協力)、日本の中小企業支援並びに指導経験の中国への移転可能性を論じた。田中報告は、技術水準の判断に関する理論を紹介した上で、8月の現地調査で訪問した遼寧省の各中小企業の技術水準を論じた。

広域経済圏に関する研究会は、中国側の要請を考慮して設定された。1980年代以降展開されてきた経済改革をもう一段深めるために、中国社会科学院の提起もあり、遼寧省では現在、広域経済圏に関する研究が課題となっている。国有企業を中心とした企業改革、国・省・市といった行政単位毎の政策ではなく、都市のまとまりによって形成される広域経済圏(例えば、遼寧省南部では環渤海経済圏、北部は東北経済圏)を基礎に経済を管理することが検討されている。こうしたことが、李報告によって述べられ、日本側からは、広域経済圏概念の理論整理が杉野報告によって、日本の事例紹介として首都経済圏の形成と産業構造変化が長島報告によって説明された。

日本の二つの中小企業訪問は極めて興味深いものであった。企業規模は大きくないものの、高度な技術水準(特殊印刷、工作機械)を基礎に、世界市場において競争力を有していること、また、それぞれ独自の理念に基づく堅実な経営は、中国側を含め、参加者に強い印象を与えた。貴重な時間を割いて、我々を受け入れてくれた中沼寿社長、幸田盛堂部長に心から御礼を述べたい。

今回の日中共同シンポジウム・研究会のもう一つの特徴は、研究者や大学院生以外に、中小企業家をはじめとして実際に事業活動に関わっている人々の参加が多数あったということである。京都の中小企業同友会、日中友好経済懇話会に参加している企業家、大連に法律事務所を開設している弁護士等が、研究会および討論に参加した。今後のプロジェクト研究活動の進め方について大いに参考になるものであった。

Project
No.

6

国際ビジネス法制研究プロジェクト

研究代表者 経営学部教授 中村 雅秀



執筆者

経済学部 教授

内山 昭

Theme

中国付加価値税の国際的側面

Profile

専門分野/財政学、地方財政論

研究テーマ/税制の国際比較、国と地方の財政関係、現代中国財政

主な所属学会/日本財政学会、国際財政学会

1. WTO 加盟 (2001 年) に象徴されるように中国経済の対外開放・国際化は新たな段階に入り、これにともなう国内的調整が短期、長期の課題となっているが、税制のそれは重要な一環をなす。企業所得税の法人所得税への改編、国内企業所得税と外資企業所得税の統合、個人所得税制の確立とならんで、付加価値税 (中国語表記、増値税) の改善が焦点である。小稿では付加価値税 (標準税率 17%、軽減税率 13%) の課題を国際的調整の視点から 3 点紹介する。

2. 中央地方の共通税である付加価値税は、94 年の大きな改編によってその内実を備えるようになり、90 年代後半には税込全体の 36 ~ 40% を占めるが、EU や日本の付加価値税 (日本語名、消費税) と比べると目立った違いがある。消費型ではなく総生産型であり、資本財の購入や減価償却費が前段階税額控除の対象とならないこと、サービス消費への課税は「営業税」という別個の税目で課税されていること、輸出還付が大雑把にしか行われていないことなどに、それは見出され、中国製品の国際競争力や対外関係と深くかかわっている。資本財課税は固定資本比率の高い産業、すなわち資本の有機的構成の高い産業、具体的には重化学、エネルギー、交通通信などの産業に対して直接的短期的な投資抑制効果を持ち、産業の高度化や経済成長の阻害要因になると指摘されている。また国内企業の輸出品、他方では輸入品と競争する国内企業が不利となる。というのは資本財に含まれる税額が取引毎に累積し、輸出還付が過小となること、他方では当該国で十全な還付が行われている輸入品と比べて国内製品に含まれる税がより大きいからである。

サービス消費への課税ベースが売上高であり、税率がかなり低い (娯楽業を除いて 3%、5%) ことはサービス業が急速に発展している東部沿海地域と内陸中西部地域との地域格差の一因となっている。金融保険業については 96 年まで 5% であったが、収益の改善に対応して 97 年以降 8% の税率を適用されている。これが標準税率 17% と同等であるとするとき、付加

価値ベースへの換算では、付加価値が売上に対して 47.1%、経常的仕入が 52.9% の場合にあたる。しかし金融保険業の経常的仕入はそんなに大きくないから、かなり低い水準である。これは外資の積極的導入や金融保険業などサービス業の育成が重点政策であったことの反映であるといえる。

輸出還付は大雑把にしか行われていない。それは還付の表面税率が実際の税率より低く、厳密さを欠いていることに表れている。還付税率は 98 年まで 9% ないしそれ以下であり標準税率 17% より 8% も低かった。輸出還付が実質的に不足すれば、輸出競争力が弱められるのであるが、その時期にも順調に輸出を伸張させることができたのはこの不足を補える低輸出価格が可能であったからである。輸出還付税率は 98 年から 3 回にわたって引き上げられ、現在は 15% と標準税率に近似となっている。これは輸出条件が厳しくなっている中で、課税面からその障害をなくすための措置である。まだ現実の税率より 2% 低い、同じ水準にすれば会計記帳の未成熟などの理由から過大な還付となりかねないからだと見られる。将来的に企業会計が一層正確で、透明性の高いものとなると、同一水準に落ちてくであろう。

3. 資本財非課税、サービスへの別途課税、大雑把な輸出還付といった中国付加価値税の特徴は税制全体がそうであるように、移行国であり、途上国としての性格を持つ経済構造に根ざしている。それは法制上、理論上間接消費税とされながら、現実にはなお消費課税として不徹底さ、あいまいさを濃厚に持つ。たとえば小売段階で領収書に価格と税額が別々に記載されないことに表れている。また納税義務者である企業において税の支払いと企業や産業が税を負担することとの区別が明瞭でなく、このことは付加価値税が企業課税、事業課税の性格を払拭していないことを意味する。EU や日本のそれと比較して改善措置を指摘することは容易だが、問題点の評価に際しては移行国、途上国の特質にもとづくことへの洞察が求められるのである。

Project
No.

7

連結財務分析プロジェクト

研究代表者 経営学部教授 松村 勝弘



執筆者
経営学部 教授
松村 勝弘

国際会計基準制度化、会計ビッグバン、連結会計の時代である。このような連結会計時代になって、何が変わるのだろうか。また変わらないところもあるのか。企業は連結会計時代になってその財務行動を変えるのだろうか。企業外部、たとえばアナリストがこれまで蓄積した個別財務諸表をもとにした分析手法・ノウハウが、連結時代では通用しなくなるのであろうか。それとも付随的に提出される個別財務諸表に注目するのだろうか。

そういう問題意識で研究を始め、昨年度末にアンケート調査を行った。現在分析中であるが、その中間報告をしておきたい。アンケートは日経225を構成する企業の内222社の財務担当者、アナリスト100名、会計士100名に対して行った。その回答は、それぞれ66、31、51で、この種のアンケートに対する回答率としては標準的な比率である。このように異なる種類の関係者にアンケートすることによって、この問題の持つ性格が明らかになる。

次のような言われ方を目にすることが多い。すなわち「米国は証券規制の整備で信頼性を取り戻していった。今の日本の株式市場でいえば、会計制度の変更がその一つであろう。実質支配基準による連結会計、時価会計と年金会計の導入へと続く。簿価主義と隠れ損失・債務で信頼を失っていた企業の価値が、一気に透明化する。…〔これを〕新たな変革の胎動をとらえれば、『日本変ぼう元年』『株価底入れ元年』としても位置づけられる。」(『日経金融新聞』1999年1月12日号)ここには連結会計により企業・会計に対する信頼性が高まり株価も回復するだろうというナイーブな思いこみがある。また、連結会計基準をはじめとする「日本企業の財務諸

Theme

連結財務分析プロジェクト・アンケート中間報告

Profile

専門分野/経営財務論

研究テーマ/株式会社財務の制度的・実証的研究

主な所属学会/日本経営財務研究学会(評議員)、証券経済学会(理事)、財務管理論学会ほか

表を作成するルール(会計基準)に国際的信頼を獲得し、その監査にも海外から不信感を持たれない制度づくりが必要だ(中地宏・日本公認会計士協会会長)とも言われる(『日経金融新聞』2000年12月29日号)。

「今回の連結会計制度の改訂に伴って、会計情報への信頼性は高まると考えますか」というわれわれの質問項目に対する各関係者の回答一つとってもきわめて興味深い結果を示している。さすがに「むしろ信頼されなくなる」という回答はなかったが、すべてが「高まる」と答えているわけではない。「高まる」38%、「やや高まる」54%、「変わらない」7%となっている。この制度を推進してきた会計士はさすがに49%が高まると答えているが、財務担当者(39%)、アナリスト(13%)は必ずしもそうは答えていない。財務データのユーザーであるアナリストは「変わらない」というさめた見方をするものの割合が相対的に高い(16%)、これはいったい何を意味するのであろうか。

情報作成者側の熱意ほどには情報利用者は連結会計制度を評価していない。「改訂された連結会計制度をどのように受け入れていますか」という質問に対する回答でも、「歓迎する」とするものの割合は、会計士86%、財務担当者65%、アナリスト58%となっている。会計における利用者志向が叫ばれて久しいが、このアンケート結果からそれは本当なのだろうかと疑わせるものである。作成者は連結会計に大賛成で利用者はやや懐疑的というのは、利用者志向とは全くの逆だ。

これだけでもアンケートをした甲斐があるといえるものである。アンケート結果の分析はなお続けている。色々興味深い結果が得られそうである。

Project
No.

8

数理ファイナンス

研究代表者 理工学部客員教授 渡辺 信三



執筆者
理工学部 助教授
赤堀 次郎

2002年度のシンポジウムは、2003年3月5日から9日までの5日間、立命館大学びわこ・くさつキャンパスにおいて開催される予定である。

現在予定されている講演者は、国外より

Mark. H. A. Davis (イギリス)

Marzia De Donno (イタリア)

Paolo Guasoni (イタリア)

貝瀬秀裕 (台湾)

Arturo Kohatsu - Higa (スペイン)

Maria Elvira Mancino (イタリア)

Eckhard Platen (オーストラリア)

Agnes Sulem (フランス)

Denis Talay (フランス)

Jiongmin Yong (中国)

Marc Yor (フランス)

Emmanuel Gobet (フランス)

国内より

石川保志 (愛媛大学)

神園健次 (長崎大学)

国田寛 (南山大学)

国友直人 (東京大学)

楠岡成雄 (東京大学)

高橋明彦 (東京大学)

長井英生 (大阪大学)

二宮祥一 (東京工業大学)

小川重義 (金沢大学)

杉田洋 (九州大学)【以上敬称略】

の各氏である。

Theme

国際シンポジウム「確率過程論と数理ファイナンスへの応用2003」の準備状況

Profile

専門分野/確率論

研究テーマ/確率論とその応用・数理ファイナンス

主な所属学会/日本数学会

組織委員会のメンバーは

渡辺信三(組織委員長理工学部)、赤堀次郎(理工学部)、井澤裕司(経済学部)、秦劼(経済学部)、原啓介(理工学部)、平田純一(経済学部)、堀敬一(経済学部)、山田俊雄(理工学部)【以上本学】、小川重義(金沢大学)、国田寛(南山大学)、楠岡成雄(東京大学)、重川一郎(京都大学)、長井英生(大阪大学)

の各氏となっており、特に昨年度までのメンバーに加えて、本学の秦助教授、金沢大学の小川教授を新たに組織委員に迎えている。秦助教授は今年度本学に着任された将来を囑望されるファイナンスの若手研究者である。また、小川教授は確率数値解析の分野での世界的権威であり、今回のシンポジウムで数値解析をメインテーマのひとつに据えるにあたって、組織委員会への参加を依頼した。

プログラムなどの詳細は12月末までに具体化していく予定で、シンポジウムのホームページ

<http://www.finance.ritsumeai.ac.jp/2003/>

で随時アナウンスしていく。今回のシンポジウムは第1回(2000年2月)の規模の約2倍のものになり、我が国のみならず国際的に注目されるシンポジウムとなっている。



Project
No.

9

商業活動分析

研究代表者 経済学部教授 平田 純一



執筆者
経営学部 教授
齋藤 雅通

商業をめぐる環境は、1990年代から厳しい状況を抜け出せないばかりか、長崎屋、マイカルの経営破綻等、大手小売業の経営の低迷の中で厳しさが増している。とくに全国各都市の中心市街地の商業地区では、百貨店や総合スーパーの経営破綻やリストラに伴う大型店の閉店が続出している。こうした地域では、商業施設の核となる大型店の消失に加え、郊外の大規模なショッピングセンターの開設によって、集客力を大きく奪われ、商店の退店も続出し、ときには中心地区の商業施設や商店街の半分近くがシャッターを閉めている状況にまで追い込まれるなど、町中が閑散としている地方都市が生まれている。

こうした中でも、数は少なくとも商業活性化にとどまらない、街の活性化を目指す動きが広まってきていることも見逃すことはできない。それはこれまでの「商業近代化基本計画」のような地域住民の購買活動をにやう中心商業地区や商店街という位置づけでなく、地域の暮らしの場の再生として行われていることが特徴である。そして、これまでの補助金に支えられた「箱もの」づくり中心の市街地活性化でなく、街路を季節の花々で飾るような地域住民のボランティア活動などに支えられた新しいタイプの運動として進められているところに特徴がある。そしてこうしたまちづくり運動の中心的担い手として、地元の商店街の店主が何らかの形で関わっている。かれらは、自分の個店を繁盛させるだけでなく、商店街活性化やまちづくりにもエネルギーを精力的に注入し、豊かな創造性を発揮している。

街づくりの一環として商店街の活性化の様々な試みの

Theme

伝統的商業集積のマーケティング論
的視点からの解明

Profile

専門分野/経営学、商学、会計学

研究テーマ/流通・マーケティングの国際比較

主な所属学会/日本流通学会(理事)、日本商業学会、日本経営学会

成功事例をみるとそこには偶然の産物ではない、ある種の法則性が存在していることがわかる。それは個店の強化策であったり、商店街の性格を的確につかんでいくつかの店舗が業種・業態を転換させることであったり、商店街としての統一したシンボルマークの策定であったり、地域の消費者へのユニークなサービスであったり、様々である。

マーケティングの中でも小売業のマーケティングは、主に近代的な大規模小売業を対象に研究されてきた。小売業態戦略、立地戦略、調達戦略、POSや流通センター導入等の物流・情報システムなどがそれである。ここでは、伝統的な商店や商店街を視野に入れた研究は弱かった。しかし今日のような地元住民の生活に根ざしたまちづくりの一環としての取り組みを評価し、改めて商店や商店街へ小売マーケティング論の視点からの究明が求められてきているといえよう。さらに、現実には先を進んでいる。京王百貨店新宿店は、t 島屋の新宿進出という激しい競争環境に対応するため、お年寄りの「原宿」といわれる巢鴨地藏通り商店街の取り組みにヒントを得て、品揃えやサービスを中高年層に大胆にシフトさせて成功したといわれる。いわば「商店街のマーケティング」のノウハウを大規模な百貨店マーケティングへ移転して成功したのである。

商店街のような伝統的な商業集積のマーケティング的視点からの究明は、小売マーケティングの理論と政策をより豊かなものにしていくことになるであろう。

アウトソーシングの留意点



執筆者
経営学部 助教授
徳田 昭雄

アウトソーシングは、もともとアメリカのコンピュータ業界が使いはじめた経営手法である。これは、企業がコンピュータメーカーやソフト開発会社などに自社の情報システムの開発や運用管理、保守点検を委託したことがきっかけといわれている。

・メリット

アウトソーシングのもたらす最大のメリットは、自社では持ち得ない「専門性の高い知識の活用」である。自社でその知識を蓄積していこうとした場合、カネがかかるし時間もかかる。アウトソーサーを活用することによって、少ない投資でスピーディーに専門性の高い知識を獲得できる。とりわけ、今日のようにITが複雑化・高度化してくると、たとえば企業の情報システム部門では、システム開発にあたって最新の技術を取り入れるだけでなく、その運用面において、旧システムから最新のシステムまでを有機的に使いこなす要請が高まる。そうなる、情報システム部門に要求されるスキルの専門性が高まり、その幅も広がる。自社の要員は、スキル不足に陥る。アウトソーシングは、それら要員のスキル不足を補い、場合によっては自社要員にスキル向上のきっかけを与えることができる。

コストとのかかわりでいえば、アウトソーシングは販売管理や一般管理費といった既存コストを削減するだけではない。人材や設備などへ投資をしなくて済む分、キャッシュフロー経営への転換が実現できる。こうして、情報システムの開発や運用にかかる経営資源を、自社の強みに集中させ、持続的な競争優位を獲得していくことができるようになる。

・留意点

アウトソーシングの導入にあたり、留意しておかなければならない点もある。それは、トップダウンによる目

Profile

専門分野/国際経営論

研究テーマ/グローバル戦略的提携

主な所属学会/国際ビジネス研究学会、アジア経営学会、産業学会

的の明確化とアウトソーサーとの目的の共有である。何を自社で行い何を他社に任せるかの意思決定は、経営者の重要な仕事のひとつである。その前提として、経営者は自社の強みと弱みを分析し、同じ経営資源を投じた場合にどちらの選択肢がより効果をもたらすのかを見極める必要がある。担当者任せで明確な経営方針を経営者が打ち出せなければ、アウトソーシングは失敗する。

経営者がアウトソーシングを決定したならば、次はアウトソーサーの選定である。アウトソーサーによってはイニシャル・コストが安くても、ランニング・コストが予想以上にかかってしまったり、自社の企業価値までも損ねてしまうケースが見受けられる。アウトソーサーを戦略的パートナーとして活用していく以上、その選定基準として、当初の価格よりもサポート力、技術力、実績を重視することが賢明である。たとえ実績のあるアウトソーサーであったとしても、業務内容によっては満足いくサービスを受けることができない場合がある。大企業向けに実績のあるアウトソーサーのサービスが、逆に中堅企業にとってコスト高になる場合もある。要は、アウトソーサーの有するサービスの質を見極めることである。

最後は、目的と到達目標を明確にし、アウトソーサーとそれらを共有していくための組織的かつ継続的コミュニケーションをはかること。委託側が曖昧な立場であると、アウトソーサーは限られた情報のなかから試行錯誤を繰り返し、ランニング・コストがかさんでいく。そのうち、お互いの見解の相違が露呈してくるのが関の山である。決して受託側に仕事を丸投げしてはならない。アウトソーサーとの協力関係が築けないようでは、そこから得られるメリットは限定的なものに留まってしまう。

金融機関数の変化



執筆者
経済学部 教授
平田 純一

Profile

専門分野 / 財政学、金融論

研究テーマ / 戦後日本経済の発展過程、金融市場の実証分析

主な所属学会 / 日本経済学会、日本地域学会

1990年代以降日本において金融システムが話題に上るときは極めてネガティブな印象を与えるものが増えてきている。このような状況を生み出した直接的な原因は、1980年代後半のバブル経済の発生と、1990年代に入ってから急激な崩壊である。しかしながら、こうした問題に対する真の原因は、日本の金融機関、特に預金取扱金融機関(いわゆる銀行が)直接金融から間接金融への金融システムの大きな流れの中で、伝統的な業務分野からの脱皮に失敗したことにあるということは、ほぼ常識になっている。

ところで、第1次オイル・ショック以降銀行とそれ以外の企業との関係が大きく変化したという事実は多様な形で説明されているが、基本的なデータによってこうした変化をとらえることは必ずしも容易ではない。ここでは、銀行の退潮傾向を最も端的に示す、金融機関数の推移を概観し、これらの変化を説明することが、日本における金融活動の変化を見る際の足がかりになり得るのかを考えてみたい。

下の表に1970年以降2000年までの金融機関数の推移を5年ごとに示してある。この表を一見すると明らかであるが、日本における金融機関数は、1970年から1990年までの期間では大きな変化は認められない(外国銀行在日支店が1980

年代に入って増加、信用金庫、信用組合の漸減傾向を除いて)のに対して、1990年以降の変化が顕著になっている。こうした変化を引き起こした原因が、いわゆる日本版金融ビッグバンによる影響であるのか、バブル崩壊に伴い不良債権処理に起因する金融機関の経営環境の悪化に起因するものであるのかに関する評価が必要である。しかしながら、上に述べたように基本的な原因は共通であり、これがバブルを発生させた原因であり、もしバブルがなくなるとこうした変化は発生したのではないかと考えられる。

下記の表におけるもう一つの特徴は、金融機関といってもその業態によって、数の変化に大きな相違が存在することである。機関数減少が顕著な業態は、都市銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合であり、機関数の増加が顕著であるのは、信託銀行、生命保険会社、損害保険会社である。

後者に関しては、1980年代以降継続的に進められた、金融制度改革により、業態間の垣根が徐々に取り払われたことの結果である。しかしながら、こうした金融機関においては全体数が増加している中で、消滅した金融機関が存在することも忘れてはならない。すなわち、機関数が増加していることはその業態の活動が活発であることを必ずしも意味していない。

預金取扱金融機関では、規模の大きな都市銀行と中小企業金融機関において、機関数の減少が顕著であり、地方銀行の機関数には変化が認められない。都市銀行においては、大型の合併が継続的に発生し、再編成が進み機関数が減少したが、目的通りに合併の成果が生み出されているとは言い切れない。一方中小企業金融機関においては、バブル期の放漫経営に起因する合併が多いと考えられるが、これに関しても財務分析等をきちっと行う必要が残存している。これまで機関数の変化に乏しい地方銀行が今後ともこの状況を継続するのかがどうか不透明である。

日本における金融の問題を考えていく上で、明確に捕捉することの可能な金融機関数をよりどころに、これらの変化を説明しつつ金融機関の抱える問題点を整理していくこともおもしろい課題ではないのかと考えている。

表 日本における金融機関数の推移

	国内銀行					外国銀行在日支店	中小企業金融機関			保険会社		証券金融機関	
	都市銀行	地方銀行	第2地方銀行	信託銀行	長期信用銀行		信用金庫	信用組合	労働金庫	生命保険	損害保険	証券金融会社	証券会社
1970	15	61	72	7	3	-	502	532	46	20	21	3	271
1975	13	63	72	7	3	-	471	493	47	21	21	3	235
1980	13	63	71	7	3	-	461	476	47	21	22	3	227
1985	13	64	69	7	3	76	456	448	47	23	23	3	212
1990	12	64	68	7	3	85	451	407	47	25	24	3	210
1995	11	64	65	7	3	92	418	372	47	29	26	3	223
2000	9	64	58	30	3	83	384	287	41	45	34	3	229



インターネットを通して、「ROSSI四季報」を創刊号よりご覧いただくことができます。

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/ssrc/sisutemusub3.htm>

2002年12月25日発行 No.19 (季刊) 発行・編集 立命館大学BKC社系研究機構・社会システム研究所
〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1 TEL 077-561-3945 FAX 077-561-3955